	石川県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七四円　六六円　五八円　五〇円　三八円　二五円）
	富山県及び福井県の区域	五三円　四〇円　二七円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七八円　七〇円　六二円　五三円　四〇円　二七円）
四類	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、高知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七七円　六八円　五九円　五〇円　三八円　二五円）
	埼玉県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七九円　六九円　五九円　五〇円　三八円　二五円）
	佐賀県及び大分県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、八〇円　七〇円　六〇円　五〇円　三八円　二五円）
	岡山県、山口県、徳島県及び福岡県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、八一円　七一円　六一円　五〇円　三八円　二五円）
	長崎県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、八二円　七一円　六〇円　五〇円　三八円　二五円）
	滋賀県の区域	五〇円　三八円　二五円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、八三円　七二円　六一円　五〇円　三八円　二五円）
	愛媛県の区域	五七円　四三円　二九円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、九〇円　七九円　六八円　五七円　四三円　二九円）
	香川県の区域	六二円　四七円　三一円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、九五円　八四円　七三円　六二円　四七円　三一円）
六類	全国の区域	八五円　六四円　四三円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、一一七円　一〇六円　九五円　八五円　六四円　四三円）
七類	全国の区域	四二円　三二円　二一円（ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、七三円　六三円　五三円　四二円　三二円　二一円）

別表二

農業災害補償法第百六条第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
二類	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、愛媛県、高知県及び沖縄県の区域	七三円　六六円　五八円　五一円　四四円　三七円
	茨城県及び宮崎県の区域	七七円　六九円　六二円　五四円　四六円　三九円
	鹿児島県の区域	七八円　七〇円　六二円　五五円　四七円　三九円
	静岡県、山口県、徳島県、香川県、長崎県及び熊本県の区域	七九円　七一円　六三円　五五円　四七円　四〇円
	群馬県の区域	一〇一円　九一円　八一円　七一円　六一円　五一円
	福岡県及び佐賀県の区域	一一一円　一〇〇円　八九円　七八円　六七円　五六円
	埼玉県の区域	一一九円　一〇七円　九五円　八三円　七一円　六〇円
	栃木県及び岡山県の区域	一二一円　一〇九円　九七円　八五円　七三円　六一円
	大分県の区域	一二六円　一一三円　一〇一円　八八円　七六円　六三円
	京都府及び鳥取県の区域	一二九円　一一六円　一〇三円　九〇円　七七円　六五円
	北海道、滋賀県及び島根県の区域	一四二円　一二八円　一一四円　九九円　八五円　七一円
七類	全国の区域	一四二円　一二八円　一一四円　九九円　八五円　七一円

別表三

農業災害補償法第百六条第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	
地域	東京都、神奈川県、石川県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域
一キログラム当たり共済金額の範囲	一〇三円　九三円　八二円　七二円　六二円　五二円